

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年9月14日認可した。

平成22年9月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）荒谷地区
〃	単独市費補助土地改良事業（農道事業）王子奥池地区
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）閘子池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）砂入地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）井戸川西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）穴田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北山田地区